

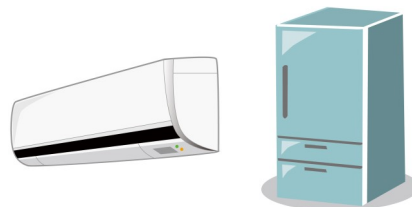
鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金



物価高騰の影響を受ける家計のエネルギー費用負担を軽減するとともに、温室効果ガスの排出削減を図るため、省エネ家電への買換え費用の一部を補助します

補助対象製品

省エネ基準達成率 100%以上の
エアコン(目標年度2027年)
電気冷蔵庫(目標年度2021年)



エアコン又は電気冷蔵庫への買換えが対象となり、次の要件をすべて満たすこと。

- ・市の交付決定後に購入した製品(令和8年7月13日受付開始、処分は7月1日以降)
- ・新品(未使用品)のもの(使用済みのは対象外)
- ・市内の実店舗で購入したもの(通信販売、リース、レンタルは対象外)
- ・市内で居住する住宅で使用する(処分・購入ともに同じ住宅内)
- ・エアコン・電気冷蔵庫で一世帯につきどちらか1台限り

対象商品については下記及び

2次元バーコードより確認できます。

省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/>



100%以上
が補助対象と
なります

補助金の額

1世帯上限5万円

補助対象者

補助率1/2 (本体価格の1/2)

補助額 市内本店: 上限5万円

市外本店: 上限3万円

- ・鳴門市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税等の滞納がない者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

申請方法

補助金交付及び請求に必要な書類を作成の上、申請期間内に持参又は郵送のいずれかの方法により、市環境政策課まで申請してください。なお、必要書類(様式)は、市公式WEBサイトに掲載しているほか、環境政策課(市役所2階)にて配布しています。

申請期間 令和8年7月13日(月)～令和9年1月29日(金)

～ご購入の前の注意事項～

- ・申請期間中でも、予算額(2,500万円)に達した時点で受付を終了します。
- ・申請額の状況については、随時、市公式ウェブサイトにてお知らせします。
- ・交付対象経費は本体価格(税抜き)のみで、設置運搬費やリサイクル料等は除きます。

～交付申請から商品購入まで～

交付申請時の提出書類

- ・交付申請書(様式1) ・対象製品の見積書の写し ・カタログの写し等
- ・運転免許証等本人確認書類の写し
- ・令和8年1月2日以降に鳴門市へ転居した者は前自治体での納税証明書

書類の提出後、市から交付決定通知書が申請者に郵送されるので、その後に商品の購入を行ってください。

～補助金請求の方法～

請求期間 補助金交付決定を受けた日～令和9年3月12日(金)

※交付決定を受けた日から60日以内又は令和9年3月12日(金)のいずれか早い日

補助金請求時の提出書類

- ・交付請求書(様式3) ・領収書又はレシートの写し ・メーカー保証書の写し
- ・家電リサイクル券等、適切な処分を証明する書類(7月1日以降に処分した製品に限る)
- ・通帳等の写し(振込先口座がわかるもの)

～申請先・問い合わせ～

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所2階 環境政策課

電話088-684-0784 受付時間 平日 8:30～17:15

